

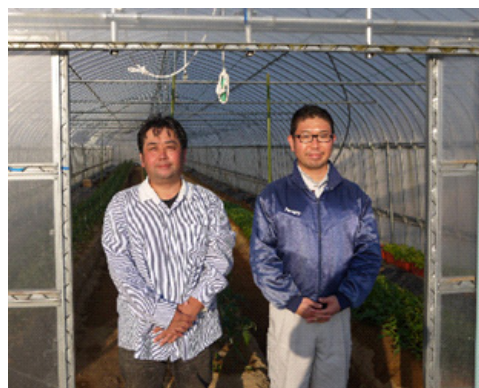
# 新たな農業経営者のカタチ

## ～石川県加賀市の若手農業経営者

新規就農者は近年増加傾向にあるが、就農10年以内の約7割が農業収入だけでは生計が立てられていない現状がある。就農には初期投資がかかり就農最低3年目までは生計を立てられない事を想定して事前に貯蓄しておくことも必要だと言われている。また、資金面だけの問題だけではなく、新規就農者にとっては先人の農業経営スタイルを真似るだけでは無く、時流に即した農業経営を行っていく必要もあろう。今回、(株)フクムラ（石川県加賀市）に協力頂き、脱サラの農業経営者 久保田尚樹氏（石川県加賀市）の経験談をご紹介させて頂きたい。

久保田氏は石川県加賀市在住の43歳。前職は地元製造業者のエンジニアを15年勤めたが、業界の厳しさから将来性に疑問を持ち退職。公益社団法人「いしかわ農業総合支援機構」が運営する農業人材の養成機関「いしかわ耕稼塾」にて技術研修し、高齢であった親戚の農地を受け継ぐ形で就農。今年が3年目となる。トマトを中心にハウス3棟で栽培。他に育苗ハウス、露地畑も合わせ合計20aのみ。水田を2.5ha所有しているが、マンパワー・設備投資等の理由もあり現状は施設園芸のみに絞って運営。トマトの栽培品種は高糖度品種「フルティカ（中玉）」、「桃太郎ファイト（大玉）」。節水栽培により両品種とも一般的な糖度よりも高い値（フルティカは糖度10以上）を維持している。購入したご年配の消費者から「これは甘過ぎるからトマトじゃない」といった笑い話にもなるクレームはあったが、味についてのクレームは一度もないという。その安定した高糖度と品質から、既に地元加賀市や金沢市の大手飲食店との契約栽培も開始しており、引き合いも年々増えている。今後は契約先のニーズに対応するため、コンパニオンプランツを利用した栽培も検討し、更なる品質向上へ向けて妥協を許さない。

就農から僅か3年目にして、補助金に頼らず最低目標であった年収400万円を達成する見込みではあるが、就農1年目は収益としてはマイナスから始まった。作物の美味しさには自信があったのだが、直売所で設定した単価が高過ぎて買って貰えず、廃棄する事が暫く続いた。2年目は試行錯誤を繰り返して認知度も次第に上がり、地域の飲食店との契約栽培も開始し収益改善の兆しが見えた。次の課題としては、現状のマンパワー・経営規模で年収400万円を安定化させる事。もう一つは、将来的には前述の「いしかわ耕稼塾」卒業生で久保田氏の農業経営方針に共感して貰える農家と組み、法人化を目指すとの事という。サラリーマン時代の経験から、農業



久保田氏（左）と㈱フクムラの福村専務

だけで生計を立てて行く上で必要な事として、①原価計算など損得についての意識を持つこと ②労働時間も給料換算して考えること（同氏は少ない労働力・労働時間でも稼げる農業を実践）③自分の能力・規模を見定めた経営を行うこと（同氏は量より質を選択）④補助金に頼らないこと（補助金に頼らないことで、作物の栽培方法、販売方法の自由度を持ち、顧客ニーズに柔軟に対応できる）⑤地域のコミュニティへ食い込み、自ら顧客を作る意識を持つこと等を挙げている。農業界も新たな転換期を迎えつつあり、一般的に推奨される大規模化だけが理想的な農業では無いはずだ。小規模であっても自らの行き届く範囲を見極め、消費者・飲食店の求めるニーズを理解し対応していく事でも十分経営は成り立つ。今後、久保田氏のような農業経営者が増えていくことを期待したい。

## 農業用ドローンの現状と課題（1）

首相官邸にマルチローター（以下ドローン）が落下し注目され始めてわずか2年。株式会社インプレス発行のビジネスジャーナルによるとインプレス総合研究所の試算では2016年度の日本国内のドローンビジネスの市場規模は353億円と推定、2017年度には533億円に拡大、2022年度には2116億円（2016年度の6倍）に達すると予想している。うち、農業分野においては2015年度で農薬散布における市場規模は100億円だが、2022年度は500億円規模になるものと予想されている。ドローンビジネスは大きく3つに分類すると「機体市場」「サービス」「周辺サービス市場」の市場がある。「機体市場」は業務用の完成品機体の国内の販売額（軍事用は除く）、「サービス」市場はドローンを活用した業務の提携企業の売上額、「周辺サービス市場」はバッテリーなどの消耗品の販売額や定期メンテナンス費用、人材育成や任意保険の市場規模に分けられている。2016年度は機体市場が134億円、サービス市場が154億円、周辺サービス市場が65億円の市場規模となっているようだ。

昨年12月3日に農水省は「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」を制定し農水省の委託を受けた一般社団法人農林水産航空協会（以下、農水協）は農業分野において使用に耐えうるドローンの性能を確認しており、平成29年4月10日現在、5社8機種が登録されている。ドローンの機体が200g以下のものについては航空法に抵触しないため飛行許可は不要（ただし、航行区域に制限あり。国土交通省HP参照）なのだが肥料や農薬を散布する場合、「危険物輸送」+「物下投下」行為にあたり自分の田畑であれども農水省の許可がなければ行為そのものを行うことが出来ないことになっている。また、農業分野に利用する場合には「マルチローター



オペレーター」として技能認定証を取得することが必須となっており、農水協が指定した教育施設において受講することが義務付けられている。指定された教育施設以外において民間団体が主催して認定証を付与している例もある。これは本指針が発表される前から民間団体が自主的に行う認証となっているため効力はなく、農薬や肥料等を畑や水田に散布する時に必要な技能認定ではないため注意が必要だ。因みに農水協が指定する教育施設での受講料は各施設で多少異なるようだが大よそ20万円前後となっており、最短コースで3日間の実技と講習の演習で取得が可能となっている。（実技で不合格となった場合、追加料金で追試講習も受けられる）産業用無人ヘリコプターを操縦するための資格取得までの費用は約50万円が相場であるためこれと比較すると割安ではあるが、自動車の普通免許取得よりもやや割安ではあるものの免許取得までの受講時間や実技演習等、自動車普通免許に関わる時間的拘束と使用頻度を比較すれば決して安価なものではなく専門的にビジネス等で利用をしたいものが取得するような限られた分野に留まっているようだ。実際にある機種種の操縦資格を取得した受験者は現在で200名ほどいるそうだが、約半分の方はその会社に従事してるスタッフが取得しているとの事。自動車にも大型・中型など運転許可区分があるようにドローンの機種種によって操縦方法が異なるため、技能認定証には航空機のパイロットと同じで操縦出来る型式が記載され限定される。よって、実際に現場で操縦する型式のものと記載されている操縦可能な型式が符合していないといけないため、実際に操縦したいドローンの機種種と教習施設が持つドローンの型式を農水協HPにて事前に確認して受講する必要がある。（次号へ続く）

いよいよ大型連休が近づいてきました。今年は全国的にお天気にも恵まれるようで、田植えを迎える地域では大忙しですね。今年も美味しいお米が食べられるのを楽しみに待っています。

編集事務局：南部、助川

電話：03-5275-5511/E-mail：macjournal@mcagri.co.jp URL <http://www.mcagri.jp>